

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告 6 割（正規簿記 3 割、簡易簿記 3 割）、白色申告 4 割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注)事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。
(出所)国税庁調

個人事業者の申告状況：年齢別（平成30年分）

- 個人事業者全体のうち47.6%が60代以上の高齢者（60代25.3%、70代以上22.3%）。
- 60代以上の高齢者のうち4割強が白色申告者（60代43.1%、70代以上42.2%）。
- 20代以下の個人事業者は53.1%が白色申告者。

	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
20代以下	0.7%	0.8%	1.7%	3.2%
30代	3.9%	2.9%	4.1%	11.0%
40代	7.2%	5.0%	6.5%	18.7%
50代	6.5%	5.6%	7.4%	19.5%
60代	6.6%	7.8%	10.9%	25.3%
70代以上	4.7%	8.2%	9.4%	22.3%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所) 国税庁調

参 考 资 料

所得税の課税最低限の推移

(単位:万円)

	単身	夫婦のみ	夫婦子1人 【中学生】	夫婦子2人		備考
				【大学生+中学生】	【大学生+高校生】	
昭和62年	96.7	155.1	209.1	261.5	261.5	配偶者控除臨時加算(昭和62年のみ) 配偶者特別控除の創設(昭和62年のみ 経過措置による減額調整)
63		155.6	209.5	261.9	261.9	
平成元年	107.5	192.8	248.4	319.8	334.9	給与所得控除の最低保障額の引上げ 各種人的控除の引上げ
5				327.7	348.6	特定扶養控除の引上げ
7	110.7	209.5	269.8	353.9	375.3	給与所得控除及び各種人的控除の引上げ
10				361.6	389.0	特定扶養控除の引上げ
11			285.7	382.1	402.7	特定扶養控除、年少扶養控除の引上げ
12	114.4	220.0	283.3	384.2	420.0	年少扶養控除の引上げ廃止 (社会保険料控除のモデル計算式の改訂)
16		156.6	220.0	325.0	365.7	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止
23			156.6	261.6	325.0	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除の縮減
27	121.1	168.8	168.8	285.4	354.5	(社会保険料控除のモデル計算式の改訂)

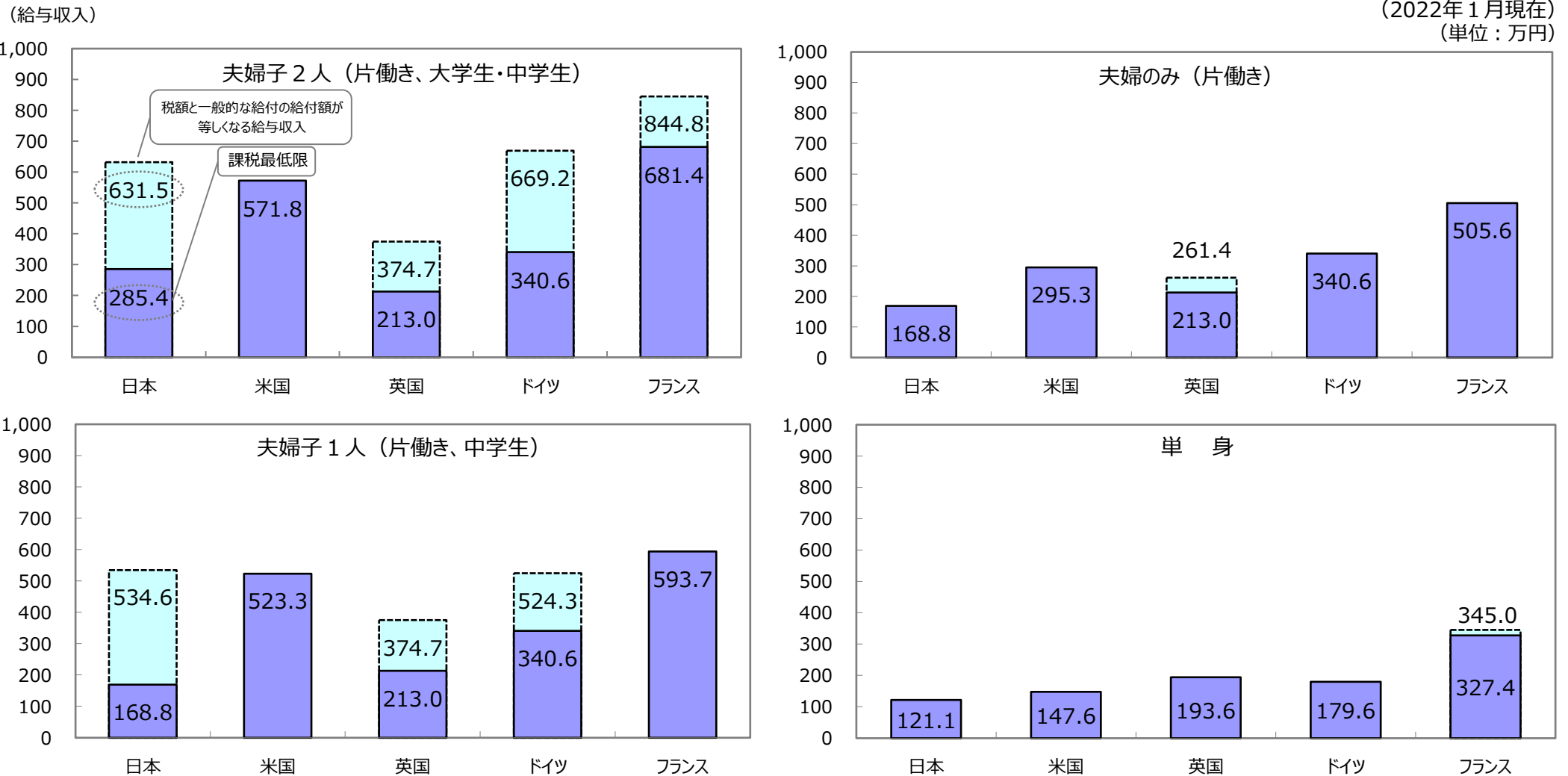
(注1) 夫婦は、夫婦のうちいずれか一方のみが給与所得者の場合である。

(注2) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注3) 社会保険料控除のモデル計算式は、平成12年(給与収入の7%→10%)及び平成27年(給与収入の10%→15%)に改訂している。

主要国における所得税の「課税最低限」及び「税額と一般的な給付の給付額が等しくなる給与収入」の国際比較

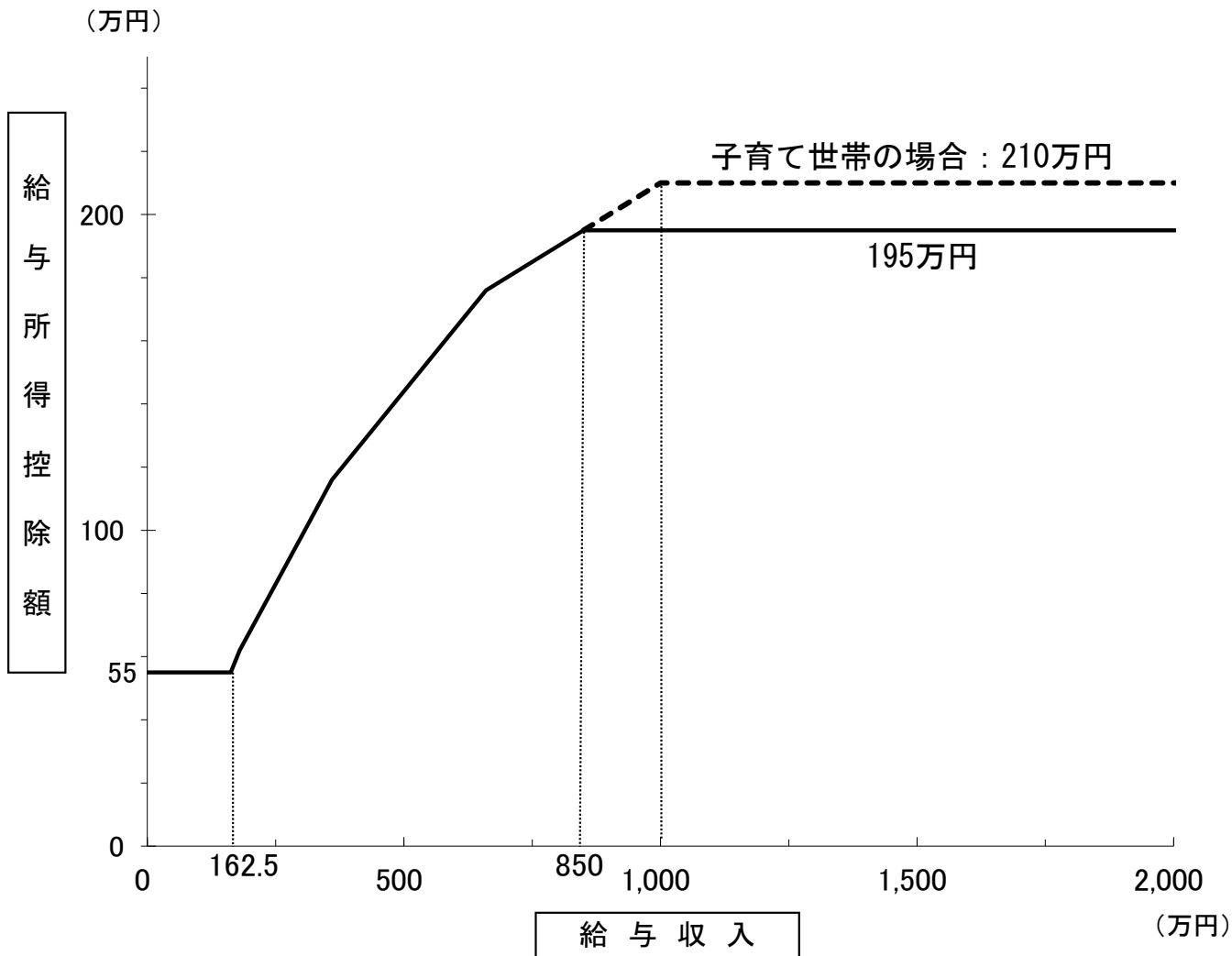
夫婦2人（片働き、大学生・中学生）のケースで、給与所得者の所得のうちその金額までは所得税が課されない給与収入（「所得税の課税最低限」）は日本の場合285.4万円。これに一般的な給付措置を加味した際に、税額が給付額と等しくなる（実質的に負担額が生じ始める）給与収入は631.5万円。主要国における同様の給与収入水準を比較している。



(注1) 所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や給与所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮している。
 (注2) 比較のため、モデルケースとして夫婦1人の場合にはその子を13歳として、夫婦2人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。
 (注3) 日本については、2013年（平成25年）1月からの復興特別所得税を加味していない。
 (注4) 米国の児童税額控除は所得税の税額控除として含まれており、また児童手当制度は設けられていない。英国の夫婦2人及び夫婦1人については、全額給付の児童税額控除・勤労税額控除及び児童手当を含めた場合の数字。なお、フランスの家族手当は子どもが2人以上いる場合に支給される。
 (備考) 邦貨換算レート：1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場；令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（控除額の上限：195万円〔給与収入：850万円超〕（子育て世帯等の場合は210万円〔給与収入：1,000万円超〕））。



給与所得控除額

最低保障額：55万円	
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入 × 40% - 10万円
360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円
660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円
850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

○ 所得金額調整控除

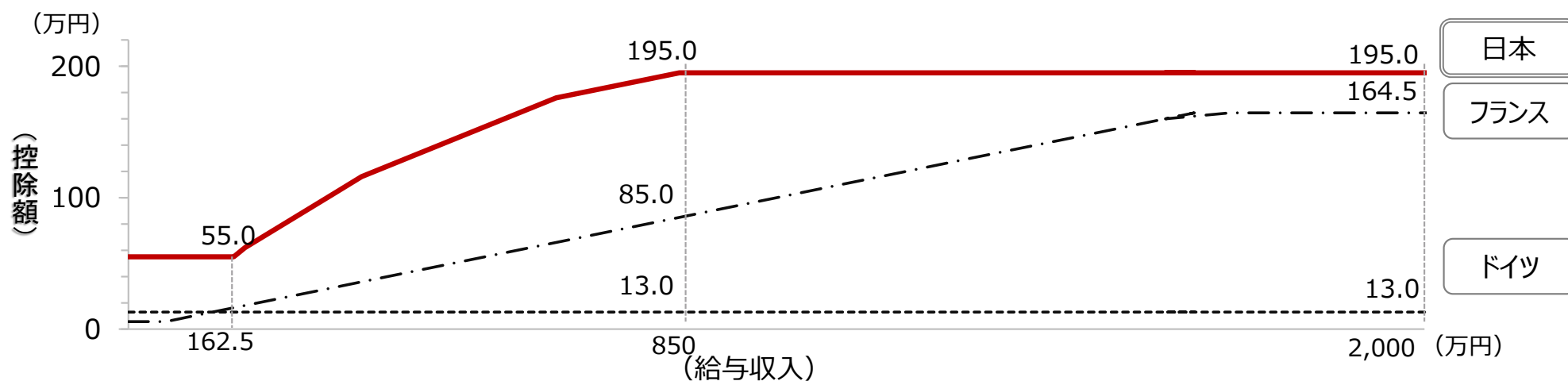
その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものについて、総所得金額の計算上、次の控除額を「給与所得の金額」から控除。

【控除額】
 $[\text{給与収入 (1,000万円を上限)} - 850\text{万円}] \times 10\%$
【最大15万円】

主要国における給与所得者を対象とした概算控除の概要

(2022年1月現在)

	日本	英国	ドイツ	フランス	(参考) 米国
概算控除	給与所得控除 (定率・上限あり) 給与収入に応じ、4段階の控除率(40%~10%)を適用 最低保障額 55万円 上限 195万円	なし (注1)	被用者概算控除 (定額) (注2) 1,000ユーロ (13.0万円)	必要経費概算控除 (定率・上限あり) (注2) 給与収入(社会保険料控除後)の10% 最低 442ユーロ (5.7万円) 上限 12,652ユーロ (164.5万円)	概算控除 (定額) (注2) 12,950ドル (147.6万円) ※医療費控除や寄附金控除等の各種所得控除を含む性格の概算控除であり、給与所得者に限らず適用。 ※2025年までの時限措置として、人的控除も統合。



(注1) 給与所得者のみを対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。

(注2) 概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている。

(注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額を記載している。

(注4) グラフ中の数値は、給与収入850万円及び2,000万円の場合の各国の控除額である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

公的年金等控除に係る答申での整理

● 昭和41年12月 長期税制のあり方についての中期答申

まさに退職所得は老後の生活保障的な最後の所得であることにかんがみ、その担税力は他の所得に比べてかなり低いと考えられるので、できるだけ早い機会にその控除額を定年退職者の平均的な退職所得の水準程度まで思い切って引き上げることが望ましい。なお、その際控除の仕組みについては、永年勤続者をより優遇する意味から、勤続年数に応じて順次控除額を増やし、通常定年に達すると思われる勤続年数の退職者で最高の控除額を保障するような仕組みとすることが必要であろう。

● 昭和61年10月 税制の抜本的見直しについての答申

公的年金の受給者は、経済的稼働力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本的には現行程度の水準を維持することが適当であると考える。

公的年金の受給者の中には、他の所得が相当の水準にある者もいると認められることからすれば、公的年金であるが故に多額の控除を設けることは負担の公平の観点からみて問題なしとしない。さらに、高齢者雇用の進展等高齢者の所得稼働の形態の多様化が今後一層進むと見込まれることを踏まえれば、公的年金に対する負担調整措置と老年者に対する税制上の配慮について整序を図ることが適当であり、（略）

公的年金は、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情がある（略）

● 平成14年6月 あるべき税制の構築に向けた基本方針

年金以外に給与を得ている者にとっては、給与所得控除と公的年金等控除が各々適用されることとなっている。

公的年金等控除については、社会保険料控除がある以上、本来不要とも考えられる。しかし、当面、少なくとも世代間の公平を図る観点から、定額控除の割増と老年者控除との関係を整理するなど、大幅に縮減する方向で検討する必要がある。

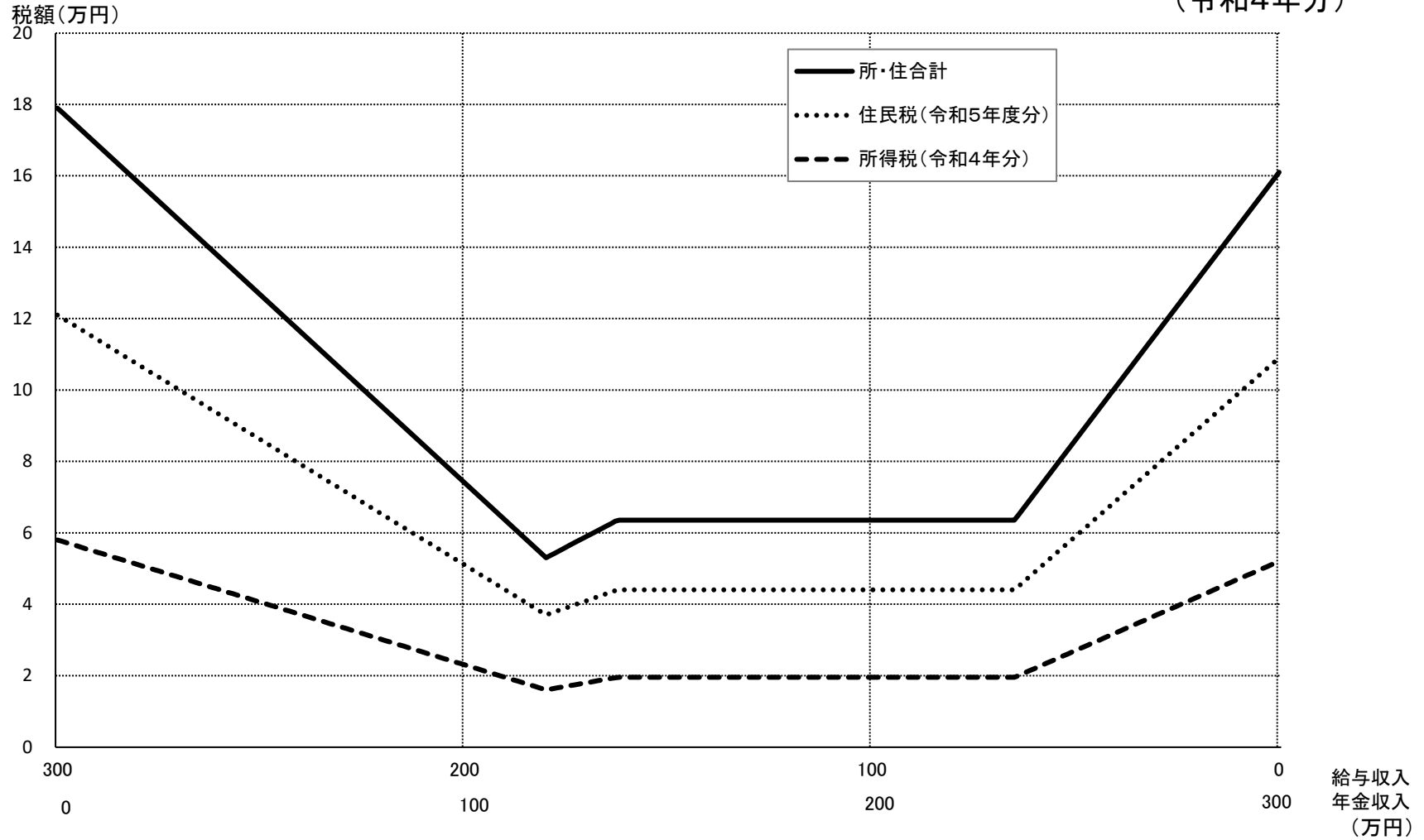
● 平成15年6月 少子・高齢社会における税制のあり方

公的年金収入を課税ベースに取り込み、担税力のある高齢者に現役世代と同じように、能力に応じた負担を適切に求めていくことは、高齢者間のみならず世代間の公平にも資することとなる。

65歳以上の高齢者に対して適用される措置については、低所得者・高所得者に関係なく適用され、「年齢だけで高齢者を別扱いする制度」となっている。さらに、高齢の就業者の増加とともに給与収入を得ながら年金を受給する者が増加しており、これに給与所得控除と公的年金等控除が各々適用され、課税ベースの脱漏が生じている。

給与収入と年金収入を有する場合の税負担額(65歳以上・夫婦のみ)

(令和4年分)

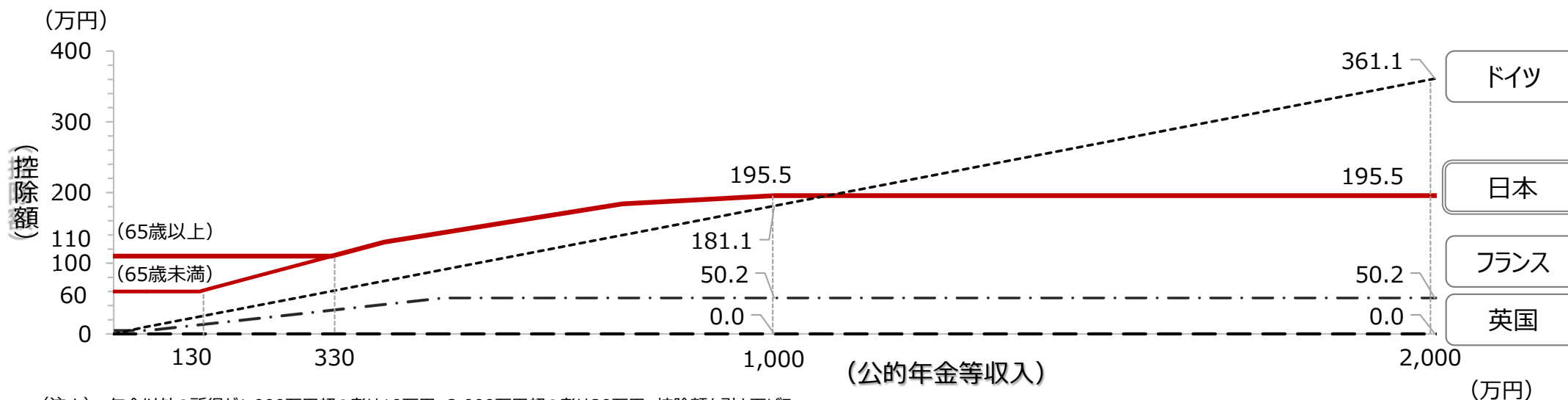


(注) 税額の計算に当たっては、社会保険料控除を考慮していない。

主要国における公的年金等受給者を対象とした控除の概要

(2022年1月現在)

	日本	英国	ドイツ	フランス	(参考) 米国
控除	<p>公的年金等控除 (定率・上限あり) (注1)</p> <p>次の①と②の合計額</p> <p>①定額控除 40万円</p> <p>②定率控除</p> <p>50万円控除後の年金収入に応じ、3段階の控除率(25%、15%、5%)を適用</p> <p>最低保障額 110万円 (65歳未満:60万円)</p> <p>上限 195.5万円</p>	なし	<p>公的年金等控除 (定額) (注2)</p> <p>102ユーロ (1.3万円)</p> <p>+</p> <p>控除後給付のうち一部が課税対象</p> <p>控除後給付のうち82%が課税対象 (注4)</p>	<p>公的年金等控除 (定率・上限あり) (注2、3)</p> <p>公的年金等収入の10%</p> <p>最低 394ユーロ (5.1万円) ※</p> <p>上限 3,858ユーロ (50.2万円)</p> <p>※ 公的年金等収入額が最低控除額を下回る場合、控除額は収入額と等しくなる。</p>	<p>給付額の一部が課税対象</p> <p>給付額の50%とその他所得の合計額が(1)25,000ドル(285万円)超34,000ドル(388万円)以下の場合</p> <p>次のうち少ない方の金額(X)が課税対象</p> <p>①給付の50%</p> <p>②25,000ドルを超える部分の50%</p> <p>(2)34,000ドル超の場合</p> <p>次のうち少ない方の金額が課税対象</p> <p>③給付の85%</p> <p>④34,000ドルを超える部分の85% + (X)の金額又は4,500ドルのうち少ない方の金額</p>



(注1) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

(注2) 上記のグラフは、日本は年金以外の所得がない場合の公的年金等控除額、ドイツは公的年金以外の所得がない場合の公的年金控除額、フランスは公的年金等控除額を記載している。

(注3) フランスでは、企業の強制加入年金等も控除の対象となる。なお、退役軍人向けの年金等は非課税。また、ドイツでは、企業年金、私的年金等も控除の対象となる。

(注4) ドイツでは、受給が開始された年度に応じて給付の一定部分が課税対象となる。受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇し、2040年に100%になる予定(2022年は82%)。

(注5) グラフ中の数値は、公的年金等収入が1,000万円及び2,000万円の場合の各国の控除額である。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和4年(2022年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等の概要

(2022年1月現在)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者（特別）控除 （最大38万円）	夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択	婚姻控除 ^{（注1）} （最大19万円）	夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択	世帯単位課税 （N分N乗方式） ^{（注3）}
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制 ^{（注2）}	法定共通制 ^{（注4）}

（注1） 英国では、自らの基礎控除（12,570ポンド（194万円））；高所得者については控除額が逡減・消失）を全額使い切れなかった場合、その残額（最大1,260ポンド（19万円））を配偶者（給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド（774万円）以下で所得税の基礎税率である20%が適用される者が対象）の基礎控除額に移転することができる。

（注2） ドイツでは、原則別産制。財産管理は独立に行うことができるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。

（注3） フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

（注4） フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

（備考） 邦貨換算レートは、1ポンド＝154円（裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。